

避難情報等発令時における保育所等の対応について

近年の台風や大雨発生等の自然災害の状況を踏まえ、自然災害の発生が予想される場合に、児童、保護者、保育所等の職員の安全を確保するため、保育所等の臨時休園の基準を以下のとおり定めることとします。

1 「開園予定時刻の1時間前時点で発令中」又は「開園予定時刻の1時間前から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	保育所等における対応	左の対応をとるべき保育所等
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	気象庁が発令 早期注意情報	当該日は開園	全園
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報	当該日は開園	全園
警戒レベル 3	避難に時間のかかる高齢者や障害のある人などは、危険な場所から避難	高齢者等避難	当該日は休園 保護者への休園の連絡	発令対象地区の保育所等
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	当該日は休園 保護者への休園の連絡	発令対象地区の保育所等
警戒レベル 5	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保	当該日は休園 保護者への休園の連絡	発令対象地区の保育所等

2 「開園中に発令」の場合

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	保育所等における対応	左の対応をとるべき保育所等
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	気象庁が発令 早期注意情報	当該日は開園 各園は気象情報等で、今後の動向に注意を払う。	全園
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報	当該日は開園 各園は今後、各種警報及び警戒レベル3以上が発令されることを前提に、避難行動を確認する。	全園
警戒レベル 3	避難に時間のかかる高齢者や障害のある人などは、危険な場所から避難	高齢者等避難	保育を中止して、園で待機又は保護者に周知している避難所へ避難 保護者に迎えを依頼	発令対象地区の保育所等
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	保育を中止して、園で待機又は保護者に周知している避難所へ避難 保護者に迎えを依頼	発令対象地区の保育所等
警戒レベル 5	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保	保育を中止して、園で待機又は保護者に周知している避難所へ避難 保護者に迎えを依頼	発令対象地区の保育所等

3 発令解除後の対応について

時点	保育所等の対応
開園予定時刻の1時間前までに解除	開園する。
開園予定時刻の1時間前から開園時刻までの間に解除	原則開園とするが、状況により休園とし、開園時間及び給食の有無は園の判断とする。 休園の場合は、保護者へ休園の連絡をする。
開園時間前に休園とした後の解除	施設の安全が確認され、児童の受け入れ態勢が整った場合には、各園の判断で保育を再開する。 保育を再開する場合は開始時刻を保護者へ連絡する。